

●香川県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成21年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 解除に係る保安林の所在場所
観音寺市八幡町二丁目乙17の15、乙17の16、乙17の19
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅